

2019年4月1日

お客さま各位

株式会社東京スター銀行

「スターワン取引総合規定」および「取引規定集」改定のお知らせ

いつも、東京スター銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

東京スター銀行では、このたび、下記のとおり「スターワン取引総合規定」および「取引規定集」を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容（例：スターワン取引総合規定）

以下の条項を改定いたします。スターワン取引総合規定以外の規定においても改定を行います。

スターワン取引総合規定（抜粋） [下線部を追加修正]
<p>(取引の制限)</p> <p>2. <u>日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する利用者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には一部取引を制限させていただくことがあります。</u></p> <p>3. <u>当行は利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。</u></p> <p>4. <u>前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する利用者の回答、具体的な取引の内容、利用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限させていただくことがあります。</u></p> <p>5. <u>前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、利用者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除いたします。</u></p>
<p>(本口座の解約、利用停止・強制解約)</p> <p>1. 省 略</p> <p>2. <u>当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は本口座の利用を停止し、または利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>3. 省 略</p>

4. 当行は、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合には直ちに本口座の利用を停止することができ、また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。本口座の利用が停止された後、その解約を求める場合には、利用者は、届出印等および公的本人確認書類（届出印等を届け出していない場合はキャッシュカードおよび公的本人確認書類）を持参のうえ、所定の書面により当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(1) ～ (3) 省 略

(4) 本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

2. 改定となる主な規定

スターワン取引総合規定、普通預金規定、普通預金〔決済用〕規定、貯蓄預金規定、非居住者円普通預金規定、非居住者円定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、

3. 改定日

2019年6月1日（土）

以 上